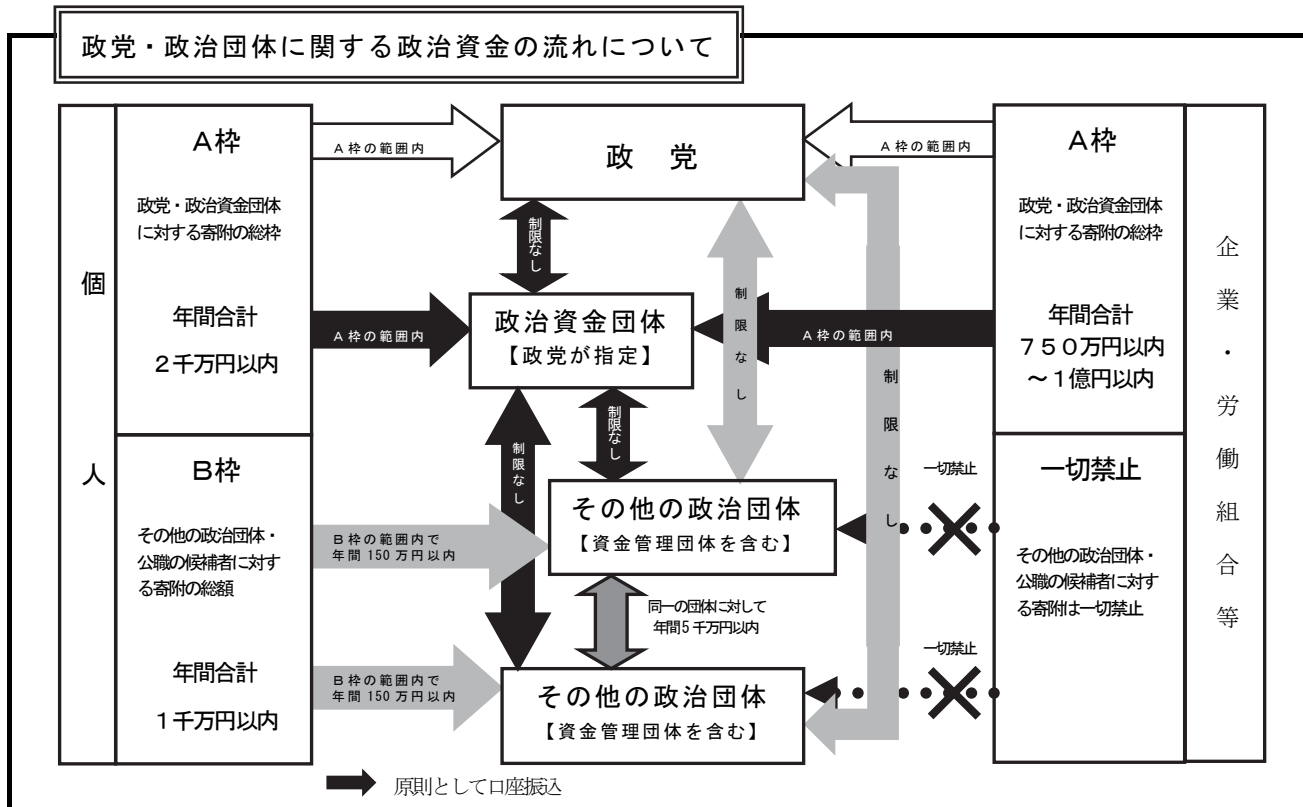


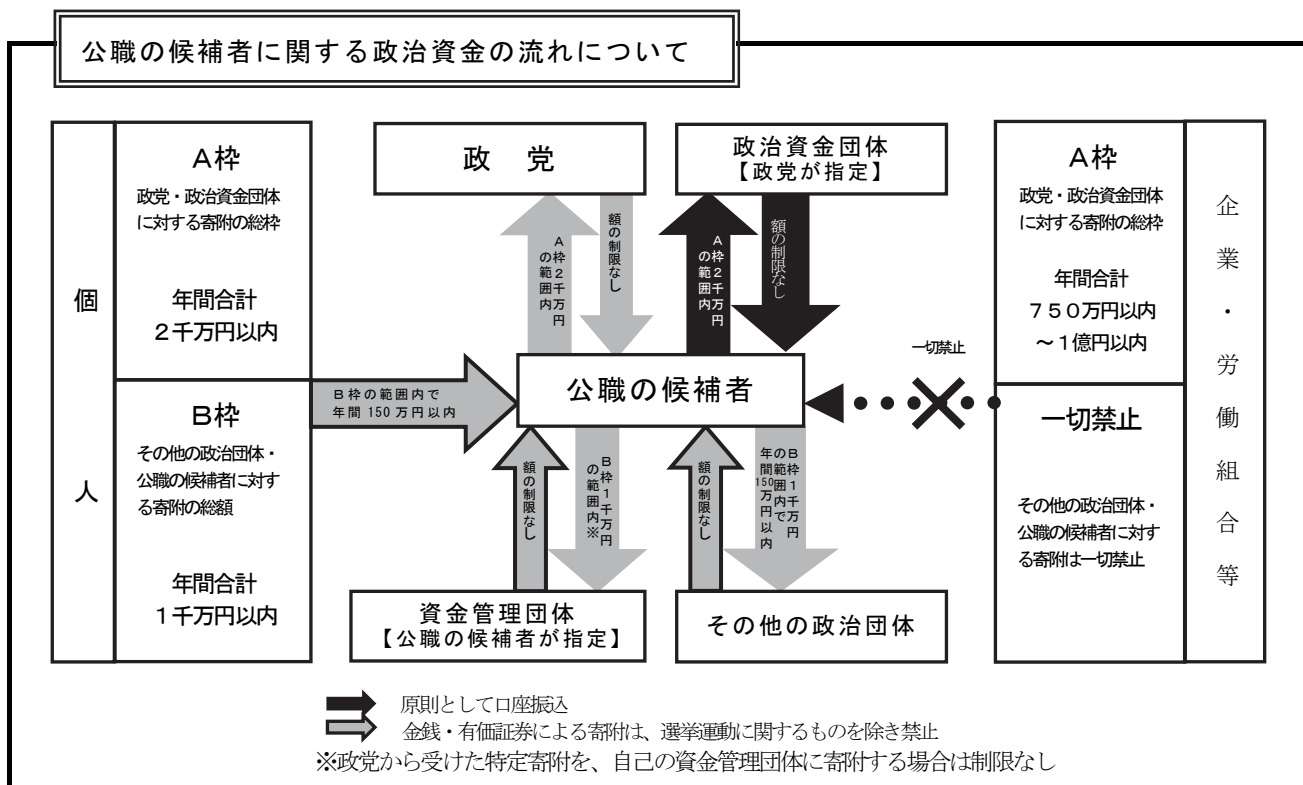
Ⅲ 寄附の制限、禁止

政党・政治団体に関する政治資金の流れ

企業・労働組合等の団体が公職の候補者や政治団体に寄附をすることは禁止されています（政党・政治資金団体に対するものを除く）。また、個人がすることができる政治活動に関する寄附については、総枠の制限と個別の制限があります。



※個人からの寄附のうち、公職の候補者が自身の資金管理団体に対してするもの及び遺贈によるものについては、特例がある。



1 寄附の制限、禁止（法 21、21 の 2、21 の 3、22）

寄附のできる対象及び金額等については下表のとおりです。

寄 附 者	受 領 者	同一の者への 寄附限度額 (個別制限)	総金額の限度額 (総枠制限)	備 考
個 人	政党 政治資金団体	制限なし	A 枠 2,000万円	※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対する寄附については、制限なし。 ※2 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限なし。 ※3 金銭等によるものは禁止 (選挙運動に関するものを除く。)
	資金管理団体	150 万円 ※1	B 枠 1,000万円 ※2	
	その他の政治団体 (後援会等)	150 万円		
	公職の候補者	※3 (150 万円)	※3	
会 社 労働組合等の 団 体	政党 政治資金団体	制限なし	A 枠 ※4 750万円～1億円	※4 資本金、構成員の数等によって異なる。(別表を参照)
	資金管理団体	禁 止	禁 止	
	その他の政治団体 (後援会等)	禁 止	禁 止	
	公職の候補者	禁 止	禁 止	
政治団体	政党 政治資金団体	制限なし	制限なし	※5 金銭等によるものは禁止 (選挙運動に関するものを除く。)
	資金管理団体	5,000万円		
	その他の政治団体 (後援会等)	5,000万円		
	公職の候補者	※5 (制限なし)	※5 (制限なし)	
政 党	政党 政治資金団体	制限なし	制限なし	
	資金管理団体			
	その他の政治団体 (後援会等)			
	公職の候補者			

※ 特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が政党から受けた寄附を資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に寄附するものをいう。）については、寄附の個別制限および総枠制限の適用がありません。

また、自己資金を当該資金管理団体に寄附する場合は、寄附の個別制限の適用がありません。

※ いわゆる企業献金については、政党、政治資金団体以外の者に対して行うことはできません。なお、企業・労働組合等の団体が政治団体に対して支払う党費・会費も寄附として取り扱われます。

※ 政治資金団体に対する寄附（千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付（地上権の設定を含む。）による寄附を除く。）は、預金又は貯金の口座への振込み以外の方法ではできません。また政治資金団体も預金又は貯金の口座への振込み以外の方法で政治活動に関する寄附ができません。

(別表) 会社・労働組合その他の団体の規模別の寄附限度額

会社の資本金又は出資の金額	労働組合又は職員団体の組合員又は構成員の数	会社・労働組合又は職員団体以外の団体の前年における年間の経費の額(その他の団体)	政党・政治資金団体に対する寄附の限度額
10億円 未満	5万人 未満	2千万円 未満	750万円
10億円 以上 ～ 50億円 未満	5万人 以上 ～ 10万人 未満	2千万円 以上 ～ 6千万円 未満	1,500万円
50億円 以上 ～ 100億円 未満	10万人 以上 ～ 15万人 未満	6千万円 以上 ～ 8千万円 未満	3,000万円
100億円 以上 ～ 150億円 未満	15万人 以上 ～ 20万人 未満	8千万円以上 ～ 1億円未満	3,500万円
150億円 以上 ～ 200億円 未満	20万人 以上 ～ 25万人 未満	1億円以上 ～ 1億2千万円 未満	4,000万円
200億円 以上 ～ 250億円 未満	25万人 以上 ～ 30万人 未満	1億2千万円 以上 ～ 1億4千万円 未満	4,500万円
250億円 以上 ～ 300億円 未満	30万人 以上 ～ 35万人 未満	1億4千万円 以上 ～ 1億6千万円 未満	5,000万円
300億円 以上 ～ 350億円 未満	35万人 以上 ～ 40万人 未満	1億6千万円 以上 ～ 1億8千万円 未満	5,500万円
350億円 以上 ～ 400億円 未満	40万人 以上 ～ 45万人 未満	1億8千万円 以上 ～ 2億円未満	6,000万円
400億円 以上 ～ 450億円 未満	45万人 以上 ～ 50万人 未満	2億円以上 ～ 2億2千万円 未満	6,300万円
450億円 以上 ～ 500億円 未満	50万人 以上 ～ 55万人 未満	2億2千万円 以上 ～ 2億4千万円 未満	6,600万円
500億円 以上 ～ 550億円 未満	55万人 以上 ～ 60万人 未満	2億4千万円 以上 ～ 2億6千万円 未満	6,900万円
550億円 以上 ～ 600億円 未満	60万人 以上 ～ 65万人 未満	2億6千万円 以上 ～ 2億8千万円 未満	7,200万円
600億円 以上 ～ 650億円 未満	65万人 以上 ～ 70万人 未満	2億8千万円 以上 ～ 3億円未満	7,500万円
650億円 以上 ～ 700億円 未満	70万人 以上 ～ 75万人 未満	3億円以上 ～ 3億2千万円 未満	7,800万円
700億円 以上 ～ 750億円 未満	75万人 以上 ～ 80万人 未満	3億2千万円 以上 ～ 3億4千万円 未満	8,100万円
750億円 以上 ～ 800億円 未満	80万人 以上 ～ 85万人 未満	3億4千万円 以上 ～ 3億6千万円 未満	8,400万円
800億円 以上 ～ 850億円 未満	85万人 以上 ～ 90万人 未満	3億6千万円 以上 ～ 3億8千万円 未満	8,700万円
850億円 以上 ～ 900億円 未満	90万人 以上 ～ 95万人 未満	3億8千万円 以上 ～ 4億円未満	9,000万円
900億円 以上 ～ 950億円 未満	95万人 以上 ～ 100万人 未満	4億円以上 ～ 4億2千万円 未満	9,300万円
950億円 以上 ～ 1,000億円 未満	100万人 以上 ～ 105万人 未満	4億2千万円 以上 ～ 4億4千万円 未満	9,600万円
1,000億円 以上 ～ 1,050億円 未満	105万人 以上 ～ 110万人 未満	4億4千万円 以上 ～ 4億6千万円 未満	9,900万円
1,050億円 以上	110万人 以上	4億6千万円 以上	1億円

2 寄附の制限一覧

政治資金規正法 → 規正法

公職選挙法 → 公選法

【寄附の定義】

- (1) 規正法での寄附（規正法4条③）
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの。
- (2) 公選法での寄附（公選法179条②）
金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外のもの。

【用語の説明】

(1) 公職の候補者

公職選挙法の規定により候補者として届出があった者、当該候補者となろうとする者（立候補を予定している者）又は公職にある者（現職の者）

(2) 一定期間（公選法199条の5）

- ① 衆議院議員総選挙・・・任期満了の日の90日前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
- ② 参議院議員通常選挙・・・任期満了の日の90日前から選挙の期日まで
- ③ 地方公共団体の選挙・・・任期満了の日の90日前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
- ④ 補欠選挙・再選挙・・・選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで

(3) 選挙区内にある者（公選法199条の2等）

その者が選挙権、被選挙権を有すると否とにかかわらず、当該選挙区内に住所・居所を有する者及び住所・居所は有しないが寄附を受ける際に当該選挙区内に滞在する者をいい、かつ、自然人・法人のみでなく、人格なき社団（任意団体）や国・地方公共団体も含む。

誰もが受けてはいけない寄附

- (1) 量的制限等に違反する寄附の受領（規正法22条の2）
- (2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けていること等により寄附することが制限される会社・法人からの政治活動に関する寄附（規正法22条の3⑥）
- (3) 三事業年度以上赤字の会社からの寄附（規正法22条の4②）
- (4) 外国人等からの寄附（規正法22条の5）
- (5) 他人名義又は匿名による寄附（規正法22条の6③）
- (6) 国・地方公共団体と請負契約をしている者等からの選挙に関する寄附（公選法200条②）

誰もが求めてはいけない寄附

- (1) 会社等に対する寄附の勧誘・要求（規正法21条③）
- (2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けていること等により、寄附することが制限される会社・法人に対する政治活動に関する寄附の勧誘・要求（規正法22条の3⑤）
- (3) 公務員に対してする公務員の地位利用による寄附への関与の要求（規正法22条の9②）
- (4) 候補者等に対する選挙区内にある者への寄附の勧誘・要求（公選法199条の2③）
- (5) 候補者等を名義人とする選挙区内にある者への寄附の勧誘・要求（公選法199条の2④）

(6) 国・地方公共団体と請負契約をしている者等に対する選挙に関する寄附の勧誘・要求(公選法 200 条①)

出してはいけない寄附

【誰もが出してはいけない寄附】

(1) 公職の候補者への寄附(規正法 21 条の 2①)

公職の候補者の政治活動(選挙運動を除く)に関する金銭等の寄附の禁止(ただし、政党がする寄附を除く。)

(2) 他人名義又は匿名による寄附(規正法 22 条の 6①)

(3) 選挙運動に関する飲食物の提供(公選法 139 条)

(4) 後援団体の集会、行事等における選挙前の一定期間内の選挙区内にある者に対する金銭又は記念品等の供与等(公選法 199 条の 5②)

【会社等の寄附制限】

(1) 会社、労働組合及びその他の団体(政治団体を除く)の、政党、政党支部及び政治資金団体以外への政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附(規正法 21 条)

(2) 国・地方公共団体から補助金や出資金等を受けている会社・法人の政治活動に関する寄附(規正法 22 条の 3①、②)

(3) 三事業年度以上赤字の会社の寄附(規正法 22 条の 4①)

【寄附の量的制限】

(1) 総枠制限を超える寄附(規正法 21 条の 3)

(2) 個別制限を超える寄附(規正法 22 条)

【請負者等の寄附の禁止】

(1) 国・地方公共団体と請負等の契約の当事者からの選挙に関する寄附(公選法 199 条①)

(2) 国・地方公共団体から利子補給の対象である融資を受けている会社その他の法人からの選挙に関する寄附(公選法 199 条②)

【公職の候補者が出してはいけない寄附】

(1) 選挙区内にある者に対する寄附(公選法 199 条の 2①)

①政党、その他の政治団体又はその支部、②親族(6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族)③政治教育集会(※)の実費補償を除き、選挙区内にある者への寄附は、いかなる名義であっても禁止。

※ 政治教育集会であっても、①饗応接待が行われるようなもの、②選挙前の一定期間内に行われるものは禁止。

〈禁止されるが罰則の適用がないもの〉

① 結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀(公選法 249 条の 2③)

② 葬式へ自ら出席した場合の香典(公選法 249 条の 2③)

※①、②とも当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。

(2) 選挙区内にある者に対する公職の候補者名義の寄附(公選法 199 条の 2②)

(3) 後援団体(資金管理団体を除く。)に対する選挙前の一定期間内の寄附(公選法 199 条の 5③)

【後援団体が出してはいけない寄附】

後援団体が、当該選挙区内にある者に対し次に掲げるもの以外の寄附をすることは禁止されます。(公選法 199 条の 5①)

(1) 政党・政治資金団体、その他の政治団体又はその支部に対してする寄附

(2) 当該団体が後援する政治家に対してする寄附(政治活動に関する寄附の場合は、選挙運動に関する

もの以外「金銭等」による寄附は禁止される。)

- (3) 当該団体が設立目的により行う行事又は事業に関する寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを除く。）ただし、当該団体の行事又は事業であっても、選挙前の一定期間内は禁止されます。

その他の制限

- (1) 政治団体の届出前の寄附又は支出の禁止（規正法8条）
- (2) 寄附のあっせんに関する制限
 - ① 寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止（規正法22条の7①）
 - ② 寄附者の意思に反するチェック・オフの禁止（規正法22条の7②）
- (3) 公務員の地位利用による寄附等への関与等の制限（規正法22条の9①）
- (4) 公務員に対する上記(3)の行為の要求の禁止（規正法22条の9②）
- (5) 出納責任者の届出前の寄附の受領及び支出の禁止（公選法184条）
- (6) 関係会社等が政治家の氏名を表示し又は氏名が類推される方法である寄附の禁止（政党その他の政治団体に対するものを除く。）（公選法199条の3）
- (7) 候補者等の氏名を冠した団体の当該選挙に関する寄附の禁止（政党その他の政治団体、又は公職の候補者等に対するものを除く。）（公選法199条の4）

3 寄附関係Q&A

(7) 公職の候補者の寄附禁止関係

(注) 「公職の候補者」とは、「候補者、候補者となろうとする者及び公職にある者」のことです。

① 公職の候補者の行う寄附の禁止

〈結婚披露宴の祝儀、葬式の香典〉

Q-1 罰則をもって禁止される公職の候補者の祝儀、香典の例を示して下さい。

- A (1) 公職の候補者が結婚披露宴や葬式に出席を予定している場合であっても、祝儀や香典を事前に相手方に届けること。
- (2) 公職の候補者の秘書や配偶者などの親族が葬式に代理出席して政治家の香典を相手方に渡すこと。
- (3) 公職の候補者が葬式の際、供花・花輪を相手方に対して出すこと。
- (4) 密葬の日の後、公職の候補者が弔問して香典を相手方に渡すこと。

(注) いずれも相手方が選挙区内にある者で親族でない場合です。

Q-2 罰則の適用にならない香典は金銭に限られますか。例えば、線香を持っていくことはどうですか。

A 香典は金銭に限られますので、線香を持っていくことは罰則を持って禁止されます。

Q-3 「祝儀」は、金銭に限らず、品物も含まれますか。

A 品物も含まれます。

〈会費と寄附〉

Q-4 会費制の結婚披露宴に公職の候補者が出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えないと考えてよいですか。

A 徴収の根拠、範囲、金額、徴収方法等からみて「会費」と認められるものである限り、禁止されません。

Q-5 会費制でない結婚披露宴に公職の候補者が招待された場合、本人が出席できないため秘書を代わりに出席させ、かつ、相手方（親族でない選挙区内にある者）の了解のもとに提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を相手方に支払う場合

(1) 公職の候補者が経費を負担して政治家の名義で支払うことはどうですか。

(2) 公職の候補者が経費を負担して秘書の名義で支払うことはどうですか。

A いずれも公選法第199条の2第1項に違反し罰則の対象となります。

Q-6 会費制でない出版祝賀会に公職の候補者が招待された場合において、提供される料理代等に見合う実費程度の金銭を相手方（親族でない選挙区内にある者）に出すことは、差し支えありませんか。

A 罰則をもって禁止されます。

〈その他〉

Q-7 罰則をもって禁止される公職の候補者の行う寄附の例を示して下さい。

A (1) 公職の候補者が妻や秘書名義で親族でない選挙区内にある者に対して寄附をすること。

(2) 公職の候補者が氏子である神社や檀家となっている寺（選挙区内にあるもの）の社殿や本堂の修復のため、政治家が寄附をすること。

(3) 町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ること。

(4) 町内会の野球大会に際して優勝者の持ち回りとするためのカップを貸与すること。

Q-8 公職の候補者が自筆の色紙を選挙区内にある者に対して贈ることはどうですか。選挙区内にある者から差し出された色紙にサインをすることはどうですか。

A 色紙を贈ることは寄附にあたりますので禁止されます。相手方が持参した色紙にサインをすること自体は、一般的には寄附にあたりません。

② 公職の候補者を名義人とする寄附の禁止

Q-9 A株式会社社長の甲野太郎が公職の候補者である場合、A株式会社が「A株式会社社長甲野太郎」と記載したのし紙をつけた中元を選挙区内にある者に贈ることはできますか。

A 公選法第199条の3の公職の候補者の関係会社等の寄附の禁止規定に該当するものであり、選挙に関するものであれば罰則の対象となります（法第249条の3）。また、寄附の態様により、会社でなく公職の候補者が寄附していると相手方に思わせる場合（例えば、「甲野太郎」の部分のことさら大書し、あるいは「甲野太郎からです」などという場合）には、「公職の候補者を寄附の名義人とする寄附」にも該当し、選挙に関するものでなくても罰則の対象となります。

③ 勧誘・要求

Q-10 町内会の役員が町内にいる公職の候補者に対して祭りの寄附を勧誘・要求することはできませんか。

A できません。

Q-11 公職の候補者を威迫して寄附の勧誘・要求をした場合は罰則の対象となりますが、この「威迫」とはどういう意味ですか。

A 「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」という意味です。

(4) 後援団体の寄附禁止関係

Q-12 後援団体が会員のゲートボール大会を開催した場合、後援団体が優勝者（選挙区内にある

者)に高額な時計を贈ることはどうですか。

A 高額な時計を寄贈することは後援団体の設立目的により行う行事、事業に関する寄附とは認められない場合が多く祝儀に該当すると認められる場合もあると考えられます。(祝儀に該当すると認められる場合は罰則があります。)

Q-13 後援団体が選挙区内にある者に対してすることが禁止される寄附の例を示して下さい。

- A (1) 会員あるいはその身内の不幸に際し、花輪、香典を出すこと。
(2) 町内老人会の設立10周年記念やソフトボール大会に祝いを出すこと。
(3) 選挙区内にある者の家の新築祝いを出すこと。

(ウ) あいさつ状の禁止

Q-14 年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状(時候のあいさつ状)のうち、答礼のための自筆によるものは禁止の対象外ですが、次のようなあいさつ状は自筆のものとは認められませんか。

- (1) 印刷した時候のあいさつ状に公職の候補者が住所と氏名を自署したもの。
(2) パソコンなどの電子機器で作成した時候のあいさつ状

A 自筆のものとは認められません。(こうした時候のあいさつ状を選挙区内にある者に出すことは禁止されます。)

Q-15 印刷した年賀状などのほか選挙区内にある者に対し出すことが禁止されるあいさつ状の例を示して下さい。

- A (1) 「喪中につき年賀のあいさつを失礼します」なる欠礼ハガキ
(2) 年賀電報、電子郵便により送る年賀のためのあいさつ状
(3) ファックスにより送る年賀のためのあいさつ状
(4) クリスマスカード

Q-16 弔電や各種の大会についての祝電は禁止されますか。

A 禁止されていません。

(イ) あいさつを目的とする有料広告の禁止

Q-17 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることは禁止されますか。

A 政策広告は、一般的にはあいさつを目的とする有料広告ではありません。しかし、有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れたことにより、全体としてみて、主として年賀、慶弔などのためにするあいさつを目的とした広告と認められる場合があります。このような場合には、その有料広告は罰則をもって禁止されます。

Q-18 禁止される「慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにするあいさつ」とは、具体的にどのようなものが考えられますか。

A 各種大会の祝いや人の死亡についてのあいさつ、高校野球大会の出場に際しての激励のあいさつ、災害見舞い等が禁止されるあいさつに含まれます。

Q-19 会葬御礼広告として禁止される例を示して下さい。また死亡広告として許される例を示して下さい。

A (1) 会葬御礼として禁止される例としては、次のようなものが考えられます。

ご会葬御礼

故× × × × の告別式に際しましてはご多用中にもかかわらず
遠路わざわざご会葬を賜り誠に有難うございました
ここにご厚情を深謝し謹んで御礼申し上げます
令和△年
△月△日

喪主 ○ ○ ○ ○
親 戚 一 同

(例) 喪主が公職の候補者の場合

(2) 死亡広告として禁止されていない例としては、次のようなものが考えられます。

弊社代表取締役× × × × 儀かねて病氣療養中のところ
△△月△△日午後△時△△分永眠いたしました
ここに生前のご厚誼を深謝し謹んでご通知申し上げます
尚 密葬の儀は△△月△△日近親者により相済ませました
追って葬儀並びに告別式は合同社葬をもって下記の通り執り
行います

記

一 日 時 △△月△△日 (△) 葬 儀 午後一時～二時
告別式 午後二時～三時

二 場 所 △ △ △
令和△年△△月△△日

株式会社 ▲ ▲ ▲
株式会社 △ △ △
葬儀委員長 ○ ○ ○ ○
喪 主 □ □ □ □
妻 □ □ □ □

(例) 葬儀委員長、又は喪主が公職の候補者の場合